

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
第50回理事会議事録

1. 開催日時：令和4年6月21日(火) 午後4時00分
2. 開催場所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎内会議室
3. 出席者数：理事総数 44名 出席理事数 36名
監事総数 2名 出席監事数 2名
4. 出席者氏名：名誉会長 御手洗 富士夫
理事 橋本 聖子、武藤 敏郎、布村 幸彦、河野 一郎、山脇 康、
荒木田 裕子、中森 邦男、谷本 歩実、田中 理恵、横川 浩、
ヨーコ ゼッターランド、高島 なおき、河野 雅治、高橋 治之、
津賀 一宏、泉 正文、遠藤 利明、小山 くにひこ、東村 邦浩、
豊田 周平、山下 泰裕、田嶋 幸三、馳 浩、室伏 広治、大日方 邦子、
齋木 尚子、佐々木 かをり、白石 弥生子、高橋 尚子、林 いづみ、
日比野 暢子、榎井 圭子、矢野 晴美、來田 享子、潮田 勉、
野間 達也
監事 塗師 純子、須藤 栄
(上記のうち、以下の理事及び監事はWeb会議システムにより出席)
理事 泉 正文、豊田 周平、馳 浩、大日方 邦子、齋木 尚子
監事 塗師 純子

5. 議事の経過の概要及び議決の結果

上記のとおり定足数の出席があったので、定刻、定款第33条第1項の規定に基づき代表理事(会長)橋本聖子氏が議長席に着き開会を宣し、本理事会はWeb会議システムを用いて開催する旨述べた後、本理事会の進行役として理事武藤敏郎氏を指名し、武藤敏郎氏はそれを承諾した。

その後進行役は、Web会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることが確認された後、本理事会には都知事の小池百合子氏にも出席していただいている旨述べ、その後進行役の指示により、当法人の代表理事橋本聖子氏、開催都市代表の小池百合子氏及び日本オリンピック委員会代表の山下泰裕氏が順に挨拶をした。なお、都知事小池百合子氏は、挨拶の後、退席した。

続いて進行役は、令和4年4月27日付の評議員会決議を経て当法人の理事及び監事に就任した理事野間達也氏及び監事須藤栄氏を指名し、理事野間達也氏及び監事須藤栄氏が順に挨拶をした。

その後進行役は、直ちに下記議案の審議及び報告事項の報告に入った。

[決議事項]

第1号議案 2021年度事業報告及び計算書類等の承認について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、2021年度事業報告書について、まず、新型コロナウイルスの感染拡大の逆境の中、東京2020大会を実施し、徹底して感染防止対策を講じ、安全・安

心に運営を行った旨述べ、東京2020モデルとして大会の新たな姿を示すこともできた旨述べた。

続いて、別紙資料1-1記載のとおり、当法人の2021年度事業報告書の概要（案）について、5つの柱の主な実施事業を説明した。

続いて、当法人の2021年度決算の概要について、別紙資料1-1記載のとおり、貸借対照表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表に対する注記、附属明細書及び財産目録について説明した。

続いて、本理事会に先立ち、会計監査人であるあずさ監査法人による会計監査を受け、この表示内容について、別紙資料1-1「独立監査人の監査報告書」記載のとおり、財務諸表等は適正である旨の報告を受けた旨説明した。

続いて、別紙資料1-1「定期提出書類の提出について」記載のとおり定期提出書類を内閣府に対し提出する旨説明した。

続いて、当法人の監事須藤栄氏は、本理事会の開催に先立ち、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況等について報告を受けた旨述べた。そして、当法人の会計処理規程及び監事監査規程等に基づき監事監査を実施した旨述べ、監査の結果については、別紙資料1-1「監査報告」記載のとおりであり、事業報告及び計算書類等は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく表示している旨報告した。

上記決議事項の報告が終了した後、議長の指示により進行役は質疑及び意見交換に入った。質疑及び意見交換では、チケット収入及びその返金についての質疑がなされた。

その後議長が、2021年度事業報告及び計算書類等について、別紙資料1-1記載のとおりとすることにつき、その承認を議場に諮ったところ、それぞれ満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

第2号議案 大会経費について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-2記載のとおり、当法人の収支及び大会経費の最終報告を取りまとめた旨説明した。

続いて、当法人の収支が均衡したこと及び国と東京都が負担するその他の経費を含めた大会経費の額を説明した。

続いて、当法人の収支及び大会経費について、項目及び項目ごとの金額を説明した。

その後議長が、当法人の収支及び大会経費の最終報告を別紙資料1-2記載のとおりとすることにつき、その承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

なお、説明の補足として議長より出された、これまで東京都が担ってきた共同実施事業の経緯に鑑み、清算結了時において残余財産が発生した際は、東京都に帰属させるべきではないかとの意見について、異論は出なかった。

第3号議案 東京2020組織委員会の解散に向けた各種事項について

（①組織委員会の解散について、②定款の変更について、③清算期における組織体制及び清算人4名の選任について）

議長の指示により進行役は、まず、別紙資料1-3記載のとおり、当法人の解散にかかる経緯を説明した。

続いて、議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-3記載のとおり、定款に存続期間の定めを設ける旨の定款変更が必要である旨説明し、定款変更案を説明した。

また、この定款変更について、評議員会に諮る必要がある旨説明した。

続いて、別紙資料1-3記載のとおり、当法人が解散することを条件として、清算期間に対応するよ

う定款を変更する必要がある旨説明し、主な定款変更案を説明した。その他の具体的な定款変更案については、別紙資料3-2「定款(案)」及び別紙資料3-3「新旧対照表」記載のとおりである旨説明した。

また、当該定款変更については評議員会に諮る必要がある旨説明した後、定款の各規定の施行日を説明した。

続いて、清算期における組織体制について、別紙資料1-3記載のとおり、清算期における業務、清算期における業務執行体制、事務局体制を説明した。

続いて、清算人候補者について説明し、清算人の選任については、評議員会に諮る必要がある旨説明した。

その後議長が、別紙資料3-2及び別紙資料3-3記載のとおり当法人の定款を変更すること及び清算期の組織体制及び清算人候補者を別紙資料1-3記載のとおりとすることにつき、その承認を議場に諮ったところ、それぞれ満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

第4号議案 評議員1名及び理事1名の選任について

議長の指示により進行役は、当法人の評議員である遠山敦子氏が令和4年6月27日に開催予定の定時評議員会の終結の時をもって任期が満了するため、別紙資料1-4記載のとおり、改めて当法人の評議員として選任したい旨説明した。

続いて、当法人の理事17名が令和4年6月27日に開催予定の定時評議員会の終結の時をもって任期満了に伴い退任する一方、法人法に基づき理事の中から代表理事を選定する必要があるため、別紙資料1-4記載のとおり、橋本聖子氏を当法人の理事として改めて選任したい旨説明した。

その後議長が、評議員候補者及び理事候補者を別紙資料1-4記載のとおりとすることにつき、その承認を議場に諮ったところ、それぞれ満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

第5号議案 評議員会の開催について

議長の指示により進行役は、別紙資料1-5記載のとおり、令和4年6月27日に評議員会を開催したい旨述べ、決議事項及び報告事項の内容を説明した。

その後議長が、別紙資料1-5記載のとおり評議員会を開催することにつき、その承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

なお、令和4年6月27日に開催する評議員会において理事が選任された後、改めて理事会を開催して代表理事を選定する必要がある旨説明し、当該理事会は書面決議の方法にて行う予定である旨説明した。

〔報告事項〕

1 組織委員会の資産の保存・承継について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、当法人は、解散に際して、アーカイブ資産をはじめとした各種資産等を適切に保存・承継すべく取組みを進めてきた旨述べた。

続いて、別紙資料2-1記載の「大会文書」については、大会の知見継承やオリパラムーブメントの醸成を目的として保存・承継するアーカイブ文書及び一般法人法等に基づき清算人が保存しなければならない文書がある旨報告した。

続いて、別紙資料2-1記載のとおり、全ての文書の権利はIOCに帰属するが、法令で義務付けられた文書を適切に保存するとともに、IOC等のノウハウを含む文書をできる限り国内に承継できるようIOCと調整してきた旨述べた。また、アーカイブ文書と清算人保存文書の分類については、外部委員で構成する文書保存検討委員会の意見を踏まえ実施した旨報告した。

続いて、アーカイブ文書の概要、保存文書及びアーカイブ組織等について報告した。

続いて、清算人保存文書の概要、保存文書及び保存者等についても説明し、アーカイブとして利活用可能な文書は、アーカイブ文書としても重複して承継する旨を報告した。

また、分類ごとの文書の具体例についても報告した。

2 将来のオリンピック・パラリンピックに向けて

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、まず、パリ大会及びその先への引継ぎについて、別紙資料2-2記載のとおり、令和4年5月10日から12日にパリにおいて、IOC、パリ2024組織委員会及びOECDとのミーティングを行った旨報告し、その出席者を報告した。

続いて、IOCとのセッション、パリ2024組織委員会及びIOCとのセッション、OECDとのセッションの各内容を報告した。

続いて、東京2020大会調整委員会のコーツ委員長より、東京大会への総括と併せて示された、今後の大会運営へのアプローチ見直しに関する提案の内容を報告した。

次に、各地のパラスポーツ施設との意見交換について、別紙資料2-2記載のとおり、JPSA及びJPCの助言を受けて、令和4年4月から5月にかけて全国のパラスポーツ施設を視察し、各地でのパラスポーツの状況について意見交換を実施した旨報告した。

続いて、障がい者スポーツ施設のリストを紹介し、各スポーツ施設における意見交換のポイントを報告した。

次に、今後の大学連携に関する合意について、当法人は、2014年以降、全国810の大学、短期大学と連携協定を締結し、オリパラ教育の推進や大会の機運醸成等に取り組んできた旨報告した。

続いて、2021年12月に大学連携活動報告書をまとめ、当法人と各大学、短期大学との連携に関する協定締結が終了したが、これほど多くの大学、短期大学がオリパラムーブメントに関わり、大会への参画や機運醸成に取り組んだことはオリパラ史上初としてIOC及びIPCからも評価されたため、9割を超える大学、短期大学の賛同を受けて、東京大会のレガシーの一つとして2020オリンピック・パラリンピック大学連携レガシーネットワークを形成することとした旨報告した。

続いて、当法人、IOC、JPSA、JPC及びJOAとの間で締結した「今後の大学連携に関する合意書」の内容を報告した。また、ステアリングコミッティの構成員についても報告した。

その後、議長の指示により進行役は、本日配布した別紙資料3-1乃至3-3の内容については、当該資料の配布をもって報告したものとした。

また、大会の公式報告書が完成した旨報告した後、公式報告書については、後日改めて配布するものとし、本日は席上配布をもって報告したものとする旨報告した。

上記報告事項の報告が終了した後、議長の指示により進行役は意見交換に入った。意見交換では、東京2020大会を振り返り、名誉会長、理事及び監事が一人ずつ挨拶をした。

以上をもって本理事会における全議案の審議及び全報告事項の報告並びに意見交換を終了し、Web会議システムを用いた本理事会は、終始異状なく終了したので、議長は、午後6時50分閉会を宣した。

上記議事の経過の要領及びその結果を記載し、本議事録を作成し、一般法人法第197条により準用する同法第95条第3項及び定款第36条第2項の規定に基づき、出席した代表理事（会長）及び監事が以下に署名又は記名押印する。

令和4年6月27日

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会